

合理性對非合理性の問題を通じて觀たる 『極限概念の哲學』

(京都帝國大學文學部特別講義原稿)

左右田 喜一郎

I

社會現象に對して保持せらるゝ自然必然觀の論理的構造は之れを二つの方面から分つて考ふることが出来る。一は自然科學的であり、他は認識論的ともいふことが出来る。多くの自然必然論者にあつては其の主張は詮ずる所、其の第一に屬するものといふことが出来るが、其の外に余は第二のものを考ふることが出来ると思ふ。

先づ第一に屬する自然科學的と名づくる自然必然觀は何を意味するか。

此の種の論者の説を検するに或る社會現象が起るに際して其の起るには必ず必然的因果關係ありとするのみならず、其の因果の關係が自然法則的に制約せられ得

べしとするものである。即ち Ricker が區別する所の用語例に従へば番に二現象の間に Kausalität を認むるのみならず Kausalgesetz を認め得とし即ち二の社會現象間の因果關係は Gesetzmässig なる事を得と主張するものである。而して因果法則を認むるに於て一見ある一現象の生起を前進的に豫想する事を得ない場合でも(イ)振り回つて其の原因を探求すれば必ず自然法則的に其の原因が求められ此くして又其の原因の原因が求められ Minimum に原因が必ず探求せらるべしとするものである。此の洞察が明かとなることを得れば結極は後にも述ぶるが如く將來に對する豫測もなし得らるゝから、過現未を通じて現象間に因果法則的の連鎖を求め得とすることを自然必然觀の理想とするけれども之が假令事實上出來ない場合であつても少くとも先づ回顧的には全部の連鎖が自然法則的に因果の關係として見られ得とするものである。例を以て曰へば唯物史觀論に於て人の周く知る如く凡て「生産關係の總和は社會の經濟的構造——法制上及び政治上の上層建築が依つて以て立つ所の又一定の社會的意識形態が之に適應する所の眞實の基礎——を成すものである。物質的生活の生産方法は一般に社會的、政治的及び精神的の生活過程を條件づける。」とするのであるが、此の構造を有する社會組織は常に一定の變動の法則に従ふて或

は一倒れ或は他之に代はつて起るものである。之を概観すれば、總て從來の歴史は階級闘争の歴史といふべきであるが「壓制する者と壓制せらるゝものとは古來常に相反目して或は隱然の或は公然の絶ゆることなき闘争——之は何時も全社會の革命的變革を以て又は相争ひつゝある諸階級の共倒れを以て其の局を結ぶに至る所の一の闘争——を續けるものであつて之を資本主義の將來に照して見れば正しく「有産者の没落及無産者の勝利は共に避くべからざる」必然的の結果として見ねばならぬに至るであらうといふのである。

(1) 河上肇博士著社會問題研究第十六冊、二十九頁—三十頁

(2) 同上 七頁—八頁

是唯物史觀が階級闘争説を内在的素因として有する一個の歴史上の自然必然觀なりとせらるゝ所以であるが、種々の社會的生活過程は必ず經濟的條件に制約せられ、經濟的條件は亦一定の因果法則的必然に依つて一定の歴史上の過程を採るものであるから、従つて社會生活の將來は又一定の結果を持ち來たすこと、恰も自然科学の法則が或る一定の原因に對して、或る一定の結果を豫測せしめ得ると同様なりとするのである。若し又少しでも此の豫想に異なつた結果を見るに至らば又必ず之

をして此くあらしめたる一定の原因が其處にありし事を因果法則的に説明し得るであらうこと恰も自然科學に於て豫定の結果を得ずして他のものが現出した場合には必ず之をして此くあらしめたる原因が存在せねばならぬ事を明にし得ると同様であらう。即ち將來の事を豫言し得ぬ迄も初めは少くとも回顧的に原因を尋ね、又其の原因を尋ねること人智の及ぶ限り無限なるに至り得ることは自然現象と社會現象との間に何等の差あることを見得ない。若し此の場合に一個人の意志によつて豫定の社會生活過程が非常に又は少しでも變更せらるゝことありとすれば又其の一個人の意思の起る、依つて來る所の原因を探求し得るであらう。假令其れが *Willkür* であつてすら吾々の認識に入り來る範圍に於ては必ず其の原因を探るに自然法則的なり得るであらう。一見個人の意思自由の問題となし得るものも、此の如くして、其の此の如くあらしめたるに對して又必然の原因ありとして飽くまで必然的因果の連鎖を辿らるゝ時は、原因の原因、又其の原因と順次に遡らるゝに於て、少しの間隙も其の間に認められ得ぬことゝなりて人智の及ぶ限りに於て先づ回顧的に必ず自然必然的因果法則の存在を社會現象の上に於て認むるに何等理論上の不可能性あるべきことはないといはなければならぬ。

回顧的に自然必然的因果法則が其の連鎖に認めらるゝならば(ロ)進むでは既に起りたる現象の上には原因より結果、其の結果を又原因として第二の結果と前とは反對に前進的に因果法則を辿り得ることは素より可能と曰へるであらう。即ち既に因果關係に對して回顧的の可能が理論上絶對に否認せられ得ぬといふことであるならば、之から延いて、少くとも既に起つた現象の上に於ては原因より結果に下る前進的可能も含み得とせらるゝのは必然であるから、此の二つの場合を通じて共に因果法則を認むるの可能は肯定せられねばならぬ。

更に又進むでは回顧的に原因の原因、又其の原因と in infinitum に因果關係が自然法則的に認め得らるゝのであるならば既に起りたる現象の上のみならず(ハ)まだ起らざる將來に對しても亦其の原因が數へ盡され得る範圍内に於ては本來の意義に於て前進的に其の結果を豫想し得ねばならぬといふ自然法則の成立可能に對して論理上の反對はあり得ない筈である。事實上の不可能は其の原因を悉く擧げ盡くし得られぬといふことに歸するので、之を以て論理上の可能性を否認することを得ない。回顧的に悉く原因を探り盡くし得といふ論理上の可能性は、同時に前進的に結果を探り盡くし得べしとする論理上の可能性を伴ふものでなければならぬ。此

の間に於ける不慮の原因の續出に非合理性の問題を考へんとするものがあつても、其の非合理性の現出に對しても、復た自然法則的因果關係を探ぐり得る論理上の可能性は妨げられ得べくもない。

實際に於ける社會現象の自然必然觀を有するものゝ自然科学的努力の理想は茲處にあること、曰ふまでもなく、而して自然科学的研究が素と方法論上の問題であつて其の學問の材料の問題とは之を峻別することを得べしとする Rickert の説の如くんば社會現象の自然必然觀を貫き得べき論理上の可能性は原理の問題としては之を否認し得ないと曰はねばならぬ。

以上とは稍々趣きを異にして余の所謂認識論的に社會現象の間に因果法則を認むることも可能なりと思はれる。他の機會に於て余が述べた「個別的因果律の論理」³⁾が可能であるならば其れと同様なる而して之に依つて類推するを得べき論理によつて又社會現象の間に於ても、因果關係を從來とは又別個の意味に於て認め得らるゝことは不可能なりと思はれぬ。

(3) 拙稿「個別的因果律の論理」(哲學雜誌第三百七十六號所載)參照

凡そ直接經驗とも稱すべき概念前期の所與 (Das Gegebene) が如何にして概念構成

の中に入り来るやを因果法則に關聯して尋ねて見ると余は從來の概念論 (Begriffstheorie) に對して甚だ大なる疑問を有するものである。凡そ甲乙の二現象の間に因果關係ありとせらるゝのみならず、其の關係が自然法則的なりとせらるゝ場合に於て通常吾等に教へらるゝ所は甲と乙との二ツの現象が儼然として各相互に獨立に成立し而して後初めて其の二の現象の間に因果法則的の關係ありや否やを見るべしとせらるゝのである。例を以て曰へば或る人が流行感冒に罹つて(甲)其の人は死んだ(乙)といふ場合には、甲現象と乙現象とは概念として即ち流行感冒に罹つたといふことゝ、其の人の死といふことゝは獨立して成立し、而して後其の間に初めて因果關係が認められ、一は他の原因、他は一の結果なりとせらるゝのである。併し此の場合に於て因果法則的の關係ありや否やを檢せらるゝ前、即ち其の關係の前提として二の獨立せる甲と乙——即ち流行感冒に罹つたことゝ、其の人の死といふこと——との概念の成立を要すとせらるゝことが果して正しいだらうか。余は寧ろ此の場合に從來の Begriffstheorie とは大に異なる考へ方が必要なのではなからうかといふこと、而して之を徹底的に考ふれば其の結果概念論に對して大なる根本的變革を要求すべきものとなりはせぬだらうかといふことを疑ふものである。即ち余の疑ふ所は

此の如き甲、乙の二現象の間に因果法則的關係を認めんとする場合に、其の甲と乙となるものは將さに吾々が考へんとする因果法則其のものを認識目的とし之に係はらしむるといふことなくしても其自身丈けで獨立して成立し得べき概念であらうかといふとである。即ち甲と乙とは何等の認識目的なくして漠然と二の獨立したる概念として成立し得ぬものであると余には思はれる。が、假りに百歩を譲りて此の二概念が成立し得たとして而して此の二概念の間に因果關係が認められ得べしといふ場合には、其の時には既に其の初めに成立した甲、乙の二概念に何等かの制約が加へられて考へらるゝのではないか。即ち甲は乙を結果として導き出し得べき甲であつて漠然たる甲ではなく、乙は又甲によつて原因づけられたる乙であつて漠然甲に獨立して成立し得べき概念乙ではあり得まい。前の例を以て曰へば流行感冒は人を死に到らしむるものと然らざるものとあるとすれば、流行感冒に罹つて或る人が死んだといふ場合には其の人を死に致したる原因の流行感冒は即ち其の人を死に致したる原因として考へられ得る範圍に於ての流行感冒であつて、從來の概念論が教ふる如き様の謂はゞ流行感冒 schlechthinとも曰ふべきものではあり得ない。又同じ様に其結果としての其の人の死といふことも流行感冒によつて結果せられ

たる其の人の死であつて、之も亦從來の概念論が教ふる如き謂はゞ人の死 *überhaupt*
 又は其の人の死 *schlechthin* をも思はしむるに近き様のものであり得まい。即ち假
 りに因果關係を認め得べしとする二現象が概念として既に其の關係が認めらるゝ
 以前に儼然として獨立に成立し得べしとしても吾等が因果關係を考ふるときには
 此の二は其れまでは儼然獨立して成立し、其の間に或る種の關係(此の場合には因果
 關係が *nachträglich* に認めらるゝとする事は不可能であつて、此の二概念は此の假定
 の下に於てすら既に因果關係を認めんとする一個の認識目的に制約せられて内容
 的の變革を受け相互に關聯せしめらるゝ所あるものに變せられてあらねばならぬ。
 即ち甲は乙を結果する限りに於ての甲であつて、乙は甲によつて原因つけらるゝ限
 りに於ての乙である。と曰はねばならぬ。果して然らば此の場合に於ける因果關係
 は既に成立せる二概念の間に後より認めらるゝ關係ではなくして甲并に乙をして
 抑々概念として成立せしめ得る所以の認識目的である。と曰はねばならぬ。此の場
 合に甲、乙并に其の間の因果關係によつて成立つものは渾然たる融合體であつて、其
 の何れを切り離して其自身獨立なる概念又は範疇となし、後より之を復た結合して
 一個の統一體を形造り得と考へ得べき様のものではあり得ない。從來の概念論が

認識目的を設定することなく、唯だ allgemeine Merkmale の集合體として概念が形成せられ得べしとするが如く説くのは甚だしき誤解に導くものと曰はなければならぬ。吾等に與へられたる das Gegebene は前の例につきて曰へば人が流行感冒に罹つて死んだといふ渾然たる融合體としての事實であるが之を面前に置いて、偕て其を概念的に整理 bearbeiten せんとする場合に於ては因果關係といふ一個特定の認識目的としての範疇によつて此の渾然融一せる das Gegebene を原因としての概念と、結果としての概念との二に分析すといふに過ぎない。吾々は此の das Gegebene を二に分つことなくして單に一個の概念として「流行感冒に罹れる人が死んだ事實」といふ如く考ふることも因果關係なる認識目的に係はらしめざる時には可能である。必ずしも常に二の概念が如何なる場合にも成立するとは見るを要せざることである。

且其の上に通常因果關係を考ふる場合にはカントも教へた如くに認識の内的形式として時間概念 (Zeitbegriff) を離るゝことを得ないと曰はるゝけれども、余には das Gegebene としての事實を因果關係に係はらしめて考ふるに際し、二の概念に分つといふことゝ之に前後の關係を附するの必要ありといふことゝは異なるものゝ如くに思はれる。⁴⁾ 即ち因果關係を認識目的として二の概念を構成するに際し時間形式

は之を要せずといふことを曰ひ得るものではないかといふとを疑ふものである。

(4) 田邊元博士稿「個別的因果律の論理に就きて左右田博士の教を乞ふ」(哲學研究第三十號所載)并に拙稿「個別的因果律に關して更に田邊博士の教を俟つ」(哲學研究第三十二號所載)參照

吾々は習慣上、或る人が流行感冒に罹つて死んだといふ因果關係の場合に人が流行感冒に罹つたといふこと、其の人の死といふこととの間には時間上前後の關係があるが如く思ふものであるけれども、併し人が流行感冒に罹つて而して死んだといふことを見て之を吾々の認識に上ぼし其の間に因果關係を見んとするならば、此の通例二の事實として見らるゝ現象の間には實は前後の關係はなくして事實上全く同時共存であるといふことを曰ひ得るのみならず、又之を既に事實上同時共存と見得らるゝ以上は吾々の思惟の上より見ても人が流行感冒に罹つて死んだといふ事實の認識に於て、原因及び結果としての兩概念は其の概念構成上單純に分析を要するに過ぎざるものとして同時的と見て可能なりと考へられ得、必ずしも其の間に前後の關係を見ることを要せずと曰ひ得る。啻に之のみに止まらず、進むでは「人が死んだ」といふ概念を今迄の如くに結果として後に考へず、却つて之を先きに考へて原因の概念となし、其の人が流行性感冒に罹つた」といふことを思惟上、此の如く死

ぬ様な健康體の人なるが故に流行感冒に罹つたとして結果の概念なりとして考ふることも強ち不可能ではない。一事實を單純に二概念に分析するといふに過ぎないならば何れを原因とし何れを結果とするかは先天的に定められてあるものではない。人が流行感冒に罹つて死んだといふ場合に前半を原因、後半を結果とするは思惟の慣習か又は形而上學的思想に過ぎない。前半を結果と考へ後半を原因と考ふることが常に必ず不可能であるとするならば *causa finalis* の如きは到底考へられ得ぬことゝなるであらう。其の何れを原因とし其の何れを結果とするかにつきて動かすべからざる原理あるが如く考ふるものは原因と結果との間に於て一個の力 (*Kraft*) を想定し特定の *Wirkung* を因果の間に認むる形而上學に陥れるからである。而かも是何ものゝ概念論と雖も之を定むべき權利あるものではない。形而上學に入ることなくして之を想定し得べきことに非ざるは些の疑問ともならぬであらう。而して今日何人と雖も此の種の形而上學を *Begründen* し得るものはあることを得ない。

此くして時間形式の上に於ては同時とも又前後の關係を前とは全く反對に逆轉せしめて考ふるといふことも必ずしも余には不可能とは思はれない。といふ意味

は其の事柄の意味を解釋する上に於て時間の前後のみならず抑々時間形式の介在は必要ではないといふことを意味するのではないか。是カントの學說にも反し又著しく通說にも反するとであるが、余には因果關係に於て形而上學的「力」の概念の可能を基礎づけし得ざる以上時間概念の介在は必要には非ずと思はれる。從來の思考の形式に於て原因は必ず先行し結果は必ず之に追蹤するものとし而して因果關係の範疇には必ず時間概念の介在を要すとするのは、凡て概念は夫自身で *allgemeine Merkmale* の集合的統一體として獨立に成立し而して *nachträglich* に其の兩者の間に形而上學的「力」を想定したる因果關係を認むべしとするより起る誤解に過ぎないものと余には解せらる。若し余の上來の記述にして誤まりなしとするならば此の如き概念論上の定説は多大の變革を加へらるべきことになりはせぬかと思ふ。

此の場合に於て吾等の經驗的認識に於ては兎も角時の前後とか又は同時とか何れにするも因果關係をして單純なる論理的必然性と分たしむることを得んが爲めには何等かの意味に於て時間概念の介在を要すべしといふ反對論もあり得ようと思ふ。併し此の場合何等かの意味に於て論理的必然性を時間概念に當て嵌めて考ふる事が因果關係なりと初めより定義して考ふれば茲に常に時間概念の介在を

要すべしとすることは其の初めに自ら定めたる定義より出づる必然の歸結なること疑ふべき餘地すらもなきことであるが、此の場合に余の問ひたいと思ふことは從來因果關係として吾々の考へ來つた事の中に時間概念が果して其の意味を形成するに際し本質的のものとして謂はゞ其の意味の中に織り込まれたるものとして考ふることを要するかといふことである。若し論者が茲に時の前後とか同時とかいふことの可能なる爲めに抑々時間概念の介在を要すべしと主張するならば、直ちに次に述ぶるが如く通常何人も論理上の必然性に於て時間概念の介在を要すべしと思ふものなきにも拘はらず茲にも亦何等か思惟の形式順序に於て判斷の主格と目的格との間に於て時の前後とか又は同時とかいふ事も強ち考へられざることにも非ざるの故を以て、今謂ふ意味に於てならば尙時間概念の介在を要すと曰はねばならぬことゝなるであらう。而かも此の場合如何なる認識論家に對しても時間概念の介在を以て必要にあらずと考へらるゝ所以は其の意味の中に時間概念が本質的に織り込まれて居らぬからである。此の理は因果關係の場合にも余には同様に思はれる。即ち時間概念なくしても因果關係に依つて吾等の得ようとする意味其のものは本質的に遺憾なく掴み得ることゝ思ふ。唯だ此の本質的に掴み得る意味を

時間概念に當て嵌めて考ふるとは吾等の經驗的認識に於ては、言葉を強めて極端に云へば技術上便利なりと言ひ得る丈である。即ち余は因果關係の意味其のものには時間概念は外的のものに過ぎぬと曰ひたいのである。

吾等人類の思惟の形式の終極として考へらるゝ定言的全稱肯定的三段論法例へば、凡て人は死すものなり〔大前提〕ソクラテスは人なり〔小前提〕故にソクラテスは死すものなり〔收結〕に於て大前提は合理性を形式的に表はし、小前提は非合理性を表はすものとし而して此の兩者の結合を思はしむることすら既に非合理的であつて、況んや兩者は吾等の思惟の窮極に於ては到底歸一すべからざる二の大いゝ (Grösse) なりとして人智の窮極を遺憾なく表明するものなること誠に Windelband⁵⁾ のいしくも説きたるが如きものあるけれども、之とても要するに「ソクラテスは死す人なり」といふ渾然たる一個の融合體なる思想上の判斷事實に向つて概念的 analysis を試みたるに過ぎないものである。「凡て人は死すものなり」といふこと又は之に加ふるに「ソクラテスは人なり」といふことを結び付けて「ソクラテスは死すものなり」といふことを導く間に於て渾然たる融合體に向つて概念的 analysis を試むるものであるといふことを思ふこと、恰も因果關係の場合に das Gesetene たる渾然たる融合體を此の認識目的

の爲めに概念的 analysis を行ふに等しきものであるといふことに思ひ來るときには、前に言ふた *Windelband* の所謂 *Zwei inkommensurable Grosse* も必ずしも歸一すべからざる二の *Grosse* にはあらずとも考へらるゝことである。一の概念、一の判断を他のものとは獨立して成立構成せらるゝものとし、又或る他の概念他の判断も同様に考へられ、而して其の兩者間の關係を見るものなりとせらるゝときには、即ち從來の論理、概念論が教ふる所を正しいとするならば、種々の困難なる而して恐く解釋不可能なる問題に遭遇することを辭するを得ないであらう。例へば大前提の下に抑々何故に小前提を持ち來り得るか、一の原因を間違なく一の結果に何故に結び付け得るか、總じて非合理性の問題は *transzendent* の問題となり了りて到底解釋し得られまい。乍併余の今茲に記述する如く *das Gegebene* としての直接經驗を一個特定の認識目的に係はらしめて其處に初めて其の意味に於ての概念、判断が成立すべしとせらるゝならば種々の問題が從來とは全く異つた方面から解釋せらるゝに至るであらう。此の意味に於て因果關係が考へられ而して其の特定の因果關係は又一個の自然法則的 *Gattungsexemplar* として考へらるゝことが出来るならば、即ち例を以て曰へば伊藤公は鮮人の發射したるピストルの彈丸に中つて死せりといふときには之を因果關

係に其の概念を *auflösen* し得とすること通常であるが、之を三段論法の形式に引き直ほして「ピストルの彈丸の中り様によつて人は死すものなり」(大前提)「伊藤公に對して發射したる鮮人のピストルの彈丸の中り様は此の種のものなりき」(小前提)「之に依つて伊藤公は死せり」(收結)と考へ得べしとすれば、即ち此の場合は丁度今述べた全稱肯定的即ち定言的三段論法に従ふ様のものであつて、此の如く考へ來れば三段論法に於て何れの句が時の上に於て前後せるものなるかを知り得ざると同様、即ち換言すれば三段論法には何等時間概念の介在を要せざるの明かなると同様に、因果の關係にも亦時間形式上の前後を附するの要もなく又原因と結果とは相互に交換せられ得べき思惟上の概念分析に過ぎぬといふことも明瞭にせられ得るであらう。

此の場合更に問者は「ピストルの彈丸の中り様によつて人は死すものなり」といふ大前提夫自身既に一個の因果關係をなすものであつて、此の内に時間形式が必要であるとするれば因果關係は三段論法に *auflösen* せられ得との故を以て直に時間形式を要せずといふことは言へぬではないかといふかも知れない。併し此の場合には此の大前提に時間形式が必要であるかどうかといふことを離れて、此の大前提より導かるゝ後の *Process* の上に於て時間形式が不必要であるといふことが云へるならば伊

藤公は鮮人の發射したるピストルの彈丸に中つて死んだといふ因果關係には時間形式を要せぬといふことは立證し得られたものだといひ得ると余には思はれる。「ピストルの彈丸の中り様によつては人は死すものなり」といふ大前提が因果關係を言ひ表はすものであるといふならば、之は亦三段論法に *aufhosen* せらるゝことを得るものである。此の場合の大前提が又一個の因果關係であるといふことは前の場合と同様に考へらるゝことであるけれども、此の大前提より小前提を経て收結に至る其の三段論法には時間形式は不必要であるといふことが曰ひ得ると思ふ。此の如くして大前提は一個の獨立せる因果關係なりとしても常に三段論法に *aufhosen* せられ、其の三段論法に *aufhosen* せらるゝ範圍に於ては常に時間概念の介在を要せぬといひ得るものと余には思はれる。此く論じても永久に大前提は一個の因果法則として残り而して此の因果關係は時間概念の介在を要するものであると論ずるものがあるならば、其の原始的、根本的、窮極的、大前提なる因果法則につきては三段論法と離れても猶時間概念の介在を要せずといふことは、其の意味の本質の中に時間概念は織り込まれては居らぬ即ち之を度外視しても吾等が擱まんとする意味其のものは遺憾なく捉へ得るものであるといふことを余は主張したいと思ふ。

此の如く論ずるときは余の從來の概念構成論に對する疑問と因果關係對時間概念の關係につきての疑問とは共に認識論上の考究を要すべき一個の問題を形成し得ぬであらうか。

(5) W. Windelband: *Geschichte und Naturwissenschaft*. 1894. S. 24 ff.

以上此の第二の所謂認識論的立場を社會現象の上に適用せしめて因果關係を認識すべしといふのであるならば如何なる場合に對しても論理的可能性は成立つといふことを否認し得まい。之も亦前に述べた第一の見方と同じく學問研究の材料の問題でなく材料の如何に拘はらず方法論上の問題として考へらるゝから此の如くして社會現象の凡てに互りに對して自然法則的因果關係を認め得べしとするの論理上の可能性を否定することを得ないと思ふ。

即ち第一の意味に於ても又第二の意味に於ても方法論上の議論として社會現象の總てを通じて自然法則的因果關係を認め得べしとする自然必然觀の可能性を否定し得べき論理上の根據はあり得ない。此の自然必然觀に對して如何なる方法論上の遺漏も考へ得べきではない。事實上の不可能を以て論理上の可能を妨げんとするものは自然科學としての心理學が其の幼稚なる現状の故を以て其の論理上の

成立可能をすら否定せねばならぬであらう。此の意味に於て余は唯物史觀論の自然必然觀も歴史上の一考察としては其の特定の方面に於ける方法論上の論議として其の可能を認容せねばならぬことゝ信ずる。唯だ茲に非常に重大なる或は此の方法論上の可能性を事實上に破壊するに近きその學說の一々の内容の檢覈并に他の同様に權利づけられたる方法論上の幾多の——番に經濟をのみ基調とすることを拒む或は宗教上或は文藝上の論議をも斥けんとする根據等には全然誤まれる認識論上の豫想を含むことを否認し得ないのは云ふまでもないことであるが、併し唯々其の係はるべき狭き範圍内に於ては又此の如き一個の自然必然觀を社會現象に對して成立せしめ得るものであるといふ論理上の可能性丈は之を否定することを得ぬものであると曰はねばならぬと信ずる。

此の場合に於て歴史上社會現象に對し自然必然觀が成立するとせば言ふまでもなく *Rickert* の所謂歴史學の本領を没する自然科学の成立を認容することゝなるのであるが、此の如くんば意思自由の問題、個性の問題等を如何に見るべきであるかは疑問となり、茲處に認識論上から見ても非常に微妙なる且困難なる問題の横はるを見るは避くべからざることである。是即ち此の一文に於て余が敢て問題となさん

と欲する所の出發點をなす所以のものである。

II

以上の如く社會現象に關し如何なる意味に於ても自然法則の可能を認容せざるべからずとし或る結果に對する原因又逆に或る原因に對する結果を尋ぬること認識界に於ては無限なるを得べしとする論理上の可能は成立するとしても、吾等の論理は到底其の窮極に於て此の如き自然法則自身を更に基礎づけし得べき自然法則を考ふることを得ないものである。即ち自然法則なからざるべからずといふ自然法則はあり得ない。唯々吾々の認識に可能なることは或る特定の又は一般に自然法則なからざるべからずといふ前提の下に、其の範疇に關聯せしめて *das Gegebene* が概念的に認識せられ而して其認識に於て因果的連鎖は回顧的にも前進的にも無限に走る事を得るであらうが、之は凡て其の自然法則なる範疇の前提を基礎とする概範圍内に於てのことである。吾々の論理は其の特定の前提の一方に於ける窮極に向へば凡ての場合に於て一個未知の *Abgrund* そこひ知られぬ深淵に臨むが如きものである。其處までは吾等は井然たる論理の絲を辿ることが出来るが其處に到つ

て其の絲は徐々に鯨鱈の淵に沈み去る。其處に吾等の論理の限界があり、自然法則の限界も横はる。而して若し吾等は形容的に曰ふて其の絲の無數を考へ得べしとするならば、其の各々の末端も亦無數の Grenze として考へ得べきである。即ち凡ゆる Rationales の末は皆争ふて、えたい知れざる Irrationales の鴻溟の中に没し去り行くものと覺えざるを得ざらしむ。而して逆に言へば此の非合理性の深淵を抜け出で、各合理化の始まる處に凡ての特殊性は基礎づけられる。其の特殊性を有する系列に於て吾等は吾等の認識として合理化の過程を追ふことを得るものである。

即ち合理性を基礎附け得る合理性はあり得ないと同様又は其以上の意味に於て合理性は非合理性を基礎づけし得べきことは思ひも寄らぬ。而して非合理性は反對に合理性を其の中より生れ出でしむべき溟々の界ではあるが吾等の論理は唯々之を「合理性に非ず」とするの消極的否定的斷定を與へ得るのみで積極的には非合理性に對して何物をも語ることを得ぬ、況んや認識することを得ない。此の界に Ding an sich を積極的に想定することを得ぬのは云ふまでもない、茲處には Kant の所謂限界概念を見るのみである。社會現象の研究に於て凡ての Rationalisierung の末端の奔り入る所に意思自由なるものを積極的に想定せんとするは、恰も外界認識の場合に

此の境地に Ding an sich を積極的に想定せんとするものに等しい。共に認識論より見て形而上學の誤まりに陥るものなることは言ふまでもない。

凡そ世の論者が意思自由の問題を論ずる場合には大別して二つの態度があると思ふ。一は認識界の盡くる所之を aufheben して其の上に信仰の界を置いて之を救はんとするものと、他は謂はゞ認識界の中にあつて自然法則は必ず行はれざるべからざる理由あることを知るが故に之に服従することが又理由あるの故を以て之に服従するに於て自由なりとするものである。一は認識の上に他は其の中に各意思自由の境地を見出さんと欲するものである。併し後者の認識の中にあつて而かも自由を主張せんとするものは恐く之を主張するもの自身と雖も之を以て満足すべきものとなすことを得ざるは更に詳しき説述を要しまい。何人か之に對してニュートンが宇宙は規則正しく運行す、只時々起り得べき不規則は神が之に關與して矯正するものなりと説きたるに對して、ライブニッツは之を評して是恰も下手な時計師が時々時計の修繕をなすを要するが如く説くに等しきものなりとしたるを想ひ出さざるものがある。乍併若し此の如くして個人に意思の自由なしとするならば其の行爲に對する責任を如何せんとして此の理由より之を肯定せんと欲するならば

寧ろ徹底的に唯物史觀論を稱へて個人の意義を没却し去り單に歴史の舞臺に於ける一個の俳優に過ぎざるものとするが却つて當れるであらう。Feri, von List等の稱へたる刑事社會學派を更に一層推し進めて徹底的に論じ個人に全然其の責任なしとするが猶更に至當であらう。心然なりされど自由なりとは抑々問題の趣意を滅却し去りたる非論理其自身である。嘗つてSpinozaは曰ふた若し投げられたる石も意識を有し得るものであるならば彼は自ら自由なりと信するであらうと。若夫前者の認識を止揚して信仰の爲めに其の場所を與へ茲處に意思自由を想定せんと欲するものは暫くカントの問題を離れて認識論の問題としては形而上學に奔れるものなるは云ふまでもない。如何にして認識を止揚すべき界并に之と認識との關係を認識以外に出づる能はざる吾等の經驗的思惟に依つて考へ而して想定し得べしとするぞ。論理の權限超越又は單純なる類推によつて意思自由の問題を解釋せんとするは吾等にどつて餘りに心許ない。認識論の問題として意思自由は此立場に踏み入るの權利さへない、況んや之に依つて基礎づけられ得べくもない。此の如く前者、後者を通じて余は意思自由を基礎づけんとする爲めに稱へられて居る從來の凡ゆる學說に對して満足することを得ない理由を持つものである。此の如き論

理によつて意思自由は基礎づけられ得べしとは信じ能はぬ。

然らば如何に之を解釋すべきか。

凡そ非合理性の合理性に對する問題は二つに別つて觀察し得らるゝものである。即ち一は合理性の出發點を基礎づくる意味に於ての非合理性の問題と、他は合理性其自身又は合理化的過程其自身の中に含まるゝ非合理性の問題とである。勿論見方によつては此の兩者は同一の事を意味することゝなる場合もあるが暫く觀點の重心を明にするが爲めに二つに分つて觀察し得るであらう。即ち手近の例を以て曰へば前者は各概念を構成する與件としての *das Gegebene überhaupt* として考へられたる場合の非合理性の如きものを意味し、後者は各特殊的自然法則の一以て他と別れて存在し得べき所以を含むものとしての非合理性の問題の如きを意味する。共にカント既に明かに洞察した如く合理性の限界を形成する非合理性の問題である。今之を意思自由の問題に關聯せしめて考ふる場合には先づ意思自由が問題となるべき對象は何であるかと曰へば言ふまでもなく人に關聯し人の意識并に行爲である物質として見らるゝ範圍の凡てを除く場合であらう。今此の場合に自然必然的に見られたる方面よりの合理化的過程又は合理性を中心として考ふるに當り其

の合理性の最後の窮極たる限界を思ふときに何に突き當るかといへば、人の意識行爲其の他此の問題の係はる範圍の對象の何れに對しても例外なく皆其は「余の」「汝の」何々(甲)なるが故にそは「余の」「汝の」「何々(乙)なり而して又實に其なるが故に云々といふことに依つて合理化の過程は進み行くものであらぬものが其處に何物でもあるであらうか。

註 そは何人の考へ(意識行爲)なるか。

こは「余の」考へなり

何故に此の考へを余のなりと曰ふか。

此の頭惱より出づるが故に。

何故に此の頭惱より出づるものは余のなるか。

それは「余の」頭惱なるが故に。

何故に余の頭惱なるか。

そは此の身體の一部なるが故に。

何故に此の身體の一部は余のなるか。

此の身體は「余の」なるが故に

何故に此の身體は余のなるか。

.....
.....

此の如くして「余の」は永久に Begründen し得べからず。

余は茲に一新造語の許を得るならば人に關して合理性の限界として „Mein-heit“ („Dein-heit“ u. s. w.)なるものを見たいと思ふ。而して余には此の Meinheit を基礎づけし得べき如何なる合理性なるものもあることを考へ得ない。即ち茲處に人の行爲意識に關して合理性の限界があらねばならぬのではないか。恰も外界物質の概念構成の限界をなすものは其の物質の個別性を形成すべき „Spezifikation der Natur“ であると同じ意味に於て人の意識及び行爲等に關しては „Meinheit“, „Deinheit“ u. s. w. は當さに其の合理性の窮極を表はすものと云はねばなるまい。或る意識或る行爲を指してそれは「余の」なり、それは「汝の」なりとする事は其の窮極に於て何物の合理性も基礎附けし得べきものではない。而して一度「余の」「汝の」が基礎づけられて出發點を得たるときには其の限られたる範域内の系列に於て其の出發點の意味を發揚すべき之に相應せる特定の合理化的過程が進行し得ることとなるのである。私かに考ふるに此の „Meinheit“, „Deinheit“ u. s. w. の中に吾等の研究の對象たる意思自由の問題の位置はないであらうか。一度非合理的特殊性が決定せられた後に其の系列を追ふに際して自然法則が確立せられ、而かも猶ほ其の中に自由を見んとするの非論理

なるは既に吾等の見たる所であり、又此の „Meinheit“ の決定せらるゝ上に認識を超えて信仰の界を想定し茲處に決定原理として意思自由の可能を肯定せんとするものも亦形而上學的なりとして吾等は之れを排した。然らば意思自由の問題の處在は此の認識の限界に横はり此の認識に對する不即不離の境にある „Meinheit“ „Deinheit“ の中に在りとする事は餘りに自然ではなからうか。試みに問ひたい。何故に「余の」を以て「余の」なりとすることを得「汝の」を以て「汝の」なりとすることを得るか。何故に。

後段更に個性の問題を探る場合に明かになるであらう如く個性も亦 „Meinheit“ „Deinheit“ に其の基礎を有すること云ふまでもないが、此の如き「余の」「汝の」を基礎づけし得るものは抑々何であらうか。 „Meinheit“ 基礎づけられて初めて「個性」も問題となり「人格」も問題となる、而かも此等の中一として „Meinheit“ 其のものを基礎づけし得べきものはあることない。余は茲に於て疑ふものである。其自身の性質上合理的なる認識の出發點、限界に於て自己の意識、行爲を以て其は自己のなりとなすことは換言すれば即ち「余の」を以て「余の」なりとすることは是ぞ即ち「余の」意思自由に屬するものではなからうか。余は積極的に言ひたい。認識に即して而かも即せざる此の限界の境地 „Meinheit“ „Deinheit“ u. s. w. を以て余は意思自由の處在を許す場所とな

し、進んで其の「余の」其の「汝の」を決するは意思の自由に屬するものと見ようと欲するものである。認識論上意思自由の問題が何等かの意義を有し得べしとするならば此の „Mein“ „Dein“ を決するものを稱して其の各自の意思自由なりとなすべしとするより以外には何物も余には考へられぬ。「余の」意識又は行爲を以て「余の」なりとなすとは凡ゆる合理性を離れて只余の意思自由によつて基礎付けせられ得るのみである。此の如くして「余の」「汝の」が定まつて初めて凡ゆる創造も人格も個性も義務も責任も問題となり得べきであらう。而して其の基礎は各自の意思自由でなければならぬ。

若し意思自由の問題は此の意義に解釋し得らるべしとするならばそれは先づ合理性の非合理性に對する問題の二つの見方の第一たる合理化的過程の出發點を基礎づけし得べきものと曰はねばならぬ。而して此の場合に於て基礎づけらるべき合理化的過程は何であるであらうか。若し其が自然法則的合理化的過程であるならば之は丁度 „Meinheit“ „Deinheit“ を其の合理化的過程に上る瞬間に滅却し去るものであつて其の特殊性を失はしめて單に一個の *Gattungsexemplar* として考察することゝ求むるから其の „Meinheit“ „Deinheit“ を直ちに超越し終るであらう。丁度其處に其の

本來の意義があるのであるから一方に意思自由を許して、他方に自然必然觀を執ると云ふことは同一の認識平面の上に於ては全く無意義に歸することとなる。即ち一方に自然必然觀を固持して猶他に人の行爲意識の „*Meinheit*” „*Deinheit*” を保持せしめんとすることは既に幾多の常識論者すら疑つた如く全く一個の矛盾たることを免れない。自然必然觀を固持しつゝ更に意思自由を確立せんとすることは同一の認識平面に於ては論理上不可能である。此の意味に於て此の平面に於ける唯物史觀論と理想との調和は不可能なりと曰はざるを得ない。

翻つて合理性の非合理性に對する問題の第二の見方として其の合理化的過程の中に又は其の窮極たる合理性の中に含まるゝ非合理性の問題としては意思自由に關して見らるべきは何であるかといへば、今述べた如く自然法則に關するものは其の論理上の性質より見て全く正反對のものなりとせらるゝ以上は後段更に詳しく釋ねんと欲する如く個性の問題の外は何物も考へ得られないであらう。茲に個性の問題が意思自由の問題に續く所以を示すべきである。

此の如く非合理性は合理性又は合理化的過程に對して一定の方向を定むるものなる事明らかであるが、また他方より考ふれば非合理性をして認識論上抑々非合理

性たらしむる所以は之れによつて一定の方向を與へらるとせらるゝ。合理性其自身たりとも見られ得るから此の点よりして非合理性は合理性によつて導かるゝとも稱せらるべきである。合理性と非合理性とは此の如くして相互連關の關係にある。一は他を制約しつゝあるものであつて互に孤立の状態にあるものではない。

此の如く合理性に對する非合理性の問題の出發點は内界意識に關しては、*Meinheit*、*Deinheit* u. s. w. であり、外界物質に關しては *das Gegebene* より *Spezifikation der Natur* を出し進んでは各特別的自然法則内の非合理性に及ぶまで皆各範圍に於ける合理性の限界として考へ得べき性質のものである。即ち凡ての合理性の出發點を基礎づくるものは其の範圍に妥當なる非合理性なりと曰ふべきであつて之より出でゝ進むで特定の合理化的系列に上るものである。而して若し其の合理化の過程が自然科学的であるならば之が窮極まで推し進められた時には各種の特殊の自然法則が立せらるゝであらうし、之より更に進んでは根本的自然法則例へばエテルギー不滅の法則の如きが立せられ、又更に進むでは範疇としての因果法則一般が立せらるゝに至るのであるが、此の合理化の最後に至るまで合理性は凡て其の過程の出發點を基礎づけた特定の何等かの非合理性たる特殊態に制約せらるゝことを免れ得べき

ものではない。若し之を免れ得るとすれば範疇相互の區別すらも無いこととなるに至るであらう。一自然法則の他の自然法則と分れて存在することもなきに至るは勿論であらう。即ち非合理性は合理性の問題のある處に終始して形影常に相伴ふて進退するものと見ねばならぬ。如何に合理化の過程を進むるとも其の出發点を基礎づけしたる特定の非合理性は其の窮極に至るも分離し得ざる性質のものであつて常に二元的なるを免るを得ざるものなりとするは即ち形容的に言ふて下より上に向ふ傾向の論理の運命とも稱すべきである。個々より出發して一般に至る所謂分析論理 *analytische Logik* の運命と稱すべきものである。個々は一般より導かるべからず、何等かの意義に於て常に非合理的偶然と見らるべきである。一般は個々を要求すること能はず、個々はまた個々相互を要求すること能はず、非合理性は永久に、合理性の中に問題として残らざるを得ない。而して此の兩者の關係を満足に解釋することは既に幾多の哲學者も言ふた如く殆んど不可能であるとする所以は、合理性と非合理性との二元が此の立場に立つ間は免るべからざる約束であるといふことに歸せねばならぬ。

此の意味に於て非合理性によつて基礎づけられたる合理化的過程が進められ今

曰ふた如く自然法則が確立せらるゝとする場合には假令如何に其合理化の過程を進められ特殊より一般に進むとしても其の合理化の窮極に於てすら常に合理性中に於ける非合理性の問題は全く消え失せるといふことはない。是番に自然法則のみに止まらない、凡ゆる合理性に對して言はるべきことであつて合理性は其の係はるべき範圍内に於ては一個の内容なき形式であるとしても其は其の範圍に於て問題となるべき非合理性が凡てのものを通じての基礎をなすからである。凡てに共通なるものは凡てに對して閑却せられ得るに止まる。之に依つて合理性中に於ける非合理性の問題自身を消え去らしむべくもない。合理性と合理性との比較をなすに於ては直ちに其の内容的制約として非合理性の問題を表面に浮び來らしめ得るであらう。(未完)